產休等代替職員制度実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉施設等(広島市、呉市及び福山市に所在する施設を除く。以下「施設」という。)の職員が出産又は傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合(以下「産休の場合」、「病休の場合」という。)に当該施設の設置者(その者が職員の任命権を他の者に委任しているときは、その委任を受けているものを含む。以下同じ。)が、産休等代替職員を任用し、県がその所要経費を補助することにより、職員の母体の保護又は専心療養の保障を図るとともに、施設における入所者等の処遇を確保することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において「施設の職員」とは、次の表の「施設種別」欄に掲げる施設に常勤の職員として勤務する職員のうち、同表「職種」欄に掲げる職種であって当該施設の措置費に算入されている等国庫負担又は国庫補助の対象となっている職種の者並びに保育所(へき地保育所を含む。)、幼保連携型認定こども園、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設を除く。)の職員のうち、同表「職種」欄に掲げる職種の者をいう。

- 2 この要綱において「産休等職員」とは、施設の職員のうち出産することとなる女子又は傷病のため医師が31日以上の継続する療養を必要と診断した者で、休業期間中、就業規則又は労働契約の定めるところにより、労働基準法第11条に規定する賃金又は地方公共団体の給与に関する条例に基づき給与の全額を受ける者を言う。
- 3 この要綱において「産休等代替職員」とは、産休等職員の職務を臨時的に行うものを言う。
- 4 この要綱において「有資格者」とは、法令等の規定により所定の資格を有する者をいい、所 定の資格を有することが特に定められていない職種の職員については、心身ともに健全であり その職務を遂行できる能力を有していると認められる者を言う。
- 5 この要綱において「無資格者」とは、法令等の規定により所定の資格を有することが定められている職種の職員のうち、その資格を有しない者をいう。

(産休等代替職員の登録)

- 第3条 所定の資格を有する者であって、産休等代替職員となることを希望する者は、産休等代替職員登録申込書(別記様式第1号)を市町に提出するものとし、市町長は適当と認めたときはこれを産休等代替職員登録簿(別記様式第2号。以下「登録簿」という。)に登録するものとする。
- 2 市町長は、その登録簿を市町内の施設の設置者の依頼に基づき閲覧に供するものとする。
- 3 産休等代替職員の登録制は、施設の設置者が行う産休等代替職員の任用を容易に することを目的とするものであるから、市町にあってはその所管区域内にある施設の 分布状況、交通事情等を考慮して、そのすべての施設に産休等代替職員の通勤ができるように 登録の推進を図る広報活動を行い、必要に応じて社会福祉協議会その他関係機関の協力 を得てこれを行うものとする。

(産休等代替職員の任用)

- 第4条 施設の設置者が行う産休等代替職員の任用は、次の各号に掲げる順序に従い行うものとし、任用に際しては、健康診断書を徴する等健康状態に留意するものとする。
- (1) 登録簿に登録されているそれぞれの職種ごとの有資格者
- (2) 登録簿に記載されている者が通勤の事情で任用できない等やむをえない理由があるときには、登録簿に登録されていないそれぞれの職種ごとの有資格者
- (3) (1) 又は(2) に掲げる者が任用できない特別の理由があるときには、施設に勤務したことがある者等、社会福祉事業に熱意を有し、かつ、心身ともに健全なものと知事が認めた無資格者(任用の承認申請)
- 第5条 施設の設置者は、産休等代替職員を任用しようとする場合には、産休等代替職員任用承認申請書(別記様式第3号)に次の各号に定める書類を添えて知事に提出するものとする。 ただし、施設の設置者が市町の場合は、任用の承認申請は要しないものとする。
- (1) 医師又は助産婦の発行する妊娠証明書(産休の場合)又は継続して治療を受けている医師の発行する診断書(病休の場合)
- (2) 産休等代替職員の履歴書
- (3) 産休等代替職員が無資格者の場合にはその者を任用する理由書
- 2 前項の書類の提出先及び提出期限は次の表に定めるところによる。

申 請 先	提出期限
知事	 産休の場合 任用予定の2か月前 (特別の事情がある場合は、任用後遅滞なく) 病休の場合 任用予定の10日前 (特別の事情がある場合は、任用後遅滞なく)

(任用の承認)

第6条 知事は、書類審査により産休等代替職員を任用する要件を満たしていると認めたときには、次の表に掲げる期間を限度として任用の承認を行い、産休等代替職員任用 承認通知書(別記様式第4号)を当該施設の設置者に送付するものとする。

区分		承	認	期	間	
産休の場合	ないこととなった場合るまでの期間内に	たあっては おいて必! 出産予定日 たないことと	t、その満た 要と認める の14週間前 なった場合	ない期間を8 期間 jの日から出産 にあっては、	週間に加算1 産の日後8週1 その満たない	間(出産の日以前の [、] 期間を8週間に加
病体の場合	病休開始後31日目	から、その日	から起算して	〔60日を経過	する日まで	

(施設設置者の届出義務)

第7条 産休等代替職員の任用の承認を受けた施設の設置者は、任用期間中に産休等代替職員の 雇用関係がなくなったとき、又は産休等代替職員が就業したときには、第8条に定める手続き の例により届出るものとする。

この場合において、この届出を受理した知事は、その事実のあった日からその承認を取り消すものとする。

(任用承認期間の変更)

- 第8条 施設の設置者は、やむを得ない理由により任用期間又は産休等代替職員の変更をしようとする場合には、すみやかに産休等代替職員任用期間等変更承認申請書(別記様式第5号)を第5条第2項の例により提出するものとし、知事は、これを適当と認めたときは、産休等代替職員任用期間等変更承認通知書(別記様式第6号)を第6条の例により送付するものとする。(費用)
- 第9条 県は、任用承認を行った産休等代替職員に係る費用を補助するものとし、その手続きは 別に定める。

ただし、施設の設置者が市町の場合は、任用の承認申請は要しないため、予算及び第6条の承認期間の範囲において、産休等代替職員に係る費用を補助するものとし、その手続きは、産休等代替職員費補助要綱により別に定める。

附則

- 1 この要綱は、昭和57年9月29日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。
- 2 産休等代替職員制度実施要綱(昭和37年4月6日施行)及び社会福祉施設病休代替職員制度 実施要綱(昭和52年2月8日)は廃止する。
- 3 この要綱施行の際、前2の要綱に基づき既に任用の承認を受けた者及び既に提出されている 任用承認申請書は、この要綱のもとでも効力を有する。

附則

- この要綱は、昭和58年10月20日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、昭和59年7月30日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、昭和60年6月20日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、昭和61年11月25日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成3年7月6日から施行し、平成3年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成10年11月24日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- (ただし、「精神薄弱」という用語を「知的障害」に、「保母」を「保育士」に改めることについては、 平成11年4月1日から施行し、同日から適用する。)

附則

- この要綱は、平成15年7月18日から施行し、平成15年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成17年2月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成17年5月31日から施行し、平成17年4月1日から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、平成19年3月16日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 平成18年度においては、第2条第1項の施設の職員には、障害者自立支援法(平成17年 法律第123号)第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、若し くは同法第79条第2項の規定による同条第1項第4号の事業の届出を行い移行した施設、又 は介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業の 指定を受けた養護老人ホームに常勤職員として勤務する同項の表「職種」欄に掲げる職員を 含むものとする。

附則

- この要綱は、平成20年3月7日から施行し、平成19年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成23年3月31日から施行し、平成23年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成24年3月29日から施行し、平成24年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成27年11月20日から施行し、平成27年4月1日から適用する。 附 則
- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 平成28年度においては、呉市に所在する施設で、職員が平成27年度から継続して出産又は傷病の ため休暇を必要とする場合に限り支給対象とする。 附 則

この要綱は、平成30年12月5日から施行し、平成30年4月1日から適用する。